答 申

第1 審査会の結論

山梨県知事(以下「実施機関」という。)が平成12年6月28日付けで不開示決定した本件異議申立ての対象となった行政文書については、次の部分を不開示としたことは妥当であるが、その他の部分は開示すべきある。

- (1)「4 事務局出席者」中、氏名(ただし、国保援護課長の氏名を除く。)
- (2)「5 会議の内容」中の次の部分
 - ア 審査請求人に係る国民健康保険被保険者証不交付処分についての審 査調書による事案の説明に係る部分
 - イ 審査請求人及び利害関係人からの意見陳述に係る部分
 - ウ 審査請求人が関係する団体に係る部分
 - エ 発言者の氏名(ただし、国保援護課長の氏名を除く。)
 - オ 発言内容における審査請求人、利害関係人及び事務局職員の氏名、 住所並びに発言者を特定することのできる職名
 - カ 会議録署名委員の印影

第2 異議申立てに至る経過

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、山梨県情報公開条例(平成11年山梨県条例第54号。 以下「条例」という。)第5条に基づき、実施機関に対し、平成12年6月 21日付けで「平成12年6月6日に行われた国民健康保険審査会の議事 録」の開示を求めて開示請求を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、開示請求に対応する行政文書として、「平成12年6月6日に開催された山梨県国民健康保険審査会の会議録」(以下「本件文書」という。)を特定した上で、不開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行い、不開示とした理由を付した上で、平成12年6月28日付け国援2第6-8号をもって本件処分の内容を異議申立人に通知した。

なお、不開示とした理由は以下のとおりである。

(1) 条例第8条第5号に該当する。

国民健康保険審査会(以下「国保審査会」という。)は、国民健康保険法(以下「法」という。)第92条に基づき各都道府県に設置され、国民健康保険の保険給付に関する処分(被保険者証の交付請求又は返還に関する処分を含む。)又は保険料その他法の規定による徴収金に関する処分に対する不服申立てを審理し、裁決する権限を有する機関である。

国保審査会は、被保険者を代表する委員、市町村及び国民健康保険組合(以下「保険者」という。)を代表する委員、公益を代表する委員各3人で組織され、住民の利害や意見の対立が予想される事項に関し、行政の意思決定の公正さを保つため、それぞれの委員がその専門的知識により当該審査案件について、自らの判断と責任において自由に発言し、論議を行い、最終的に審査請求に係る裁決を行うものである。

本件文書は、国保審査会で審理された内容を記載した会議録であり、これが開示されることは、各委員の意見が検査され個別に批判されるなどして、国保審査会内部における検討において、自由で卒直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

したがって、本件文書に記録された情報は、開示することにより、 機関内部における審議、検討に関し、卒直な意見の交換や意思決定の中 立性が不当に損なわれるおそれがあるので、条例第8条第5号に規定す る不開示情報に該当する。

(2) 条例第8条第6号に該当する。

国保審査会は、今後も審査請求があれば審査会を開催し審理を行う ものであり、個別の審理内容を記載した会議録を開示することにより、 今後、各委員が批判や攻撃を恐れ、自由で卒直な意見交換ができなくな るなど、将来の国保審査会の公正かつ円滑な議事運営及び事務の適正な 遂行に支障が生ずるおそれがある。

したがって、本件文書に記録された情報は、条例第8条第6号に規 定する不開示情報に該当する。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成12年8月29日付けで、 行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、実施 機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立ての趣旨及び理由

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由 は要約するとおおむね次のとおりである。

条例第8条第5号及び同条第6号該当性について

実施機関から提出された不開示理由説明書には、「おそれ」や「支障」がなぜ生ずるのか具体的な理由は全く記載されていない。

私は、自らの外国人の配偶者に対して国民健康保険被保険者証を交付するように 市に申請したが、在留資格を有していないことから不交付処分を受け、国保審査会に審査請求したものの、棄却の裁決を受けたため、同審査会の会議録の開示を求め、情報公開請求しただけである。そのような請求をしたのは、ただ単に、なぜ同審査会において 市の処分が是認されたのかについて納得がいかないため、その理由を知りたいと思ったからである。私は、特定の利益団体や政治団体の構成員では決してなく、本件文書を右目的以外に利用するつもりは全くない。

そうすれば、私に本件文書が開示され、それらの点を知ったところで、 実施機関が主張するような「委員が国保審査会において発言した意見が検査 され、個別に批判されるなど、外部からの圧力や干渉等の影響を受けるおそ れがあり、それらの圧力や干渉を恐れて自由で卒直な意見の交換ができなく なるおそれ」は全くないし、「国保審査会の公正かつ円滑な議事運営及び事 務の適正な遂行に支障が生じるおそれ」も全くない。

そもそも、条例第8条第5号及び同条第6号で不開示の要件として定められている「おそれ」とは、「山梨県情報公開条例の解釈及び運用基準」の同条第6号に解説されているように、単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求されるものである。また、同号の「支障」とは、名目的なものでは足らず、実質的なものであることが要求されている。そうすれば、県民から委員に対して正当な批判が起きることは、外部からの不当な

圧力や干渉とは全く異なり、そのようなものが生じる蓋然性は全くない。また、事務の適正な遂行に及ぼす実質的な支障も全くない。

国保審査会のような合議制機関にあっては、委員の独立性、公平性、中立性が確保されることは重要であるが、それらの重視は、委員の識見や専門的知識が他者の批判にさらされることをすべて拒否するものではない。委員は、被保険者、保険者、公益代表者として参加しているのであるから、当然、それらを代表して審議に臨まなければならない。であるから、委員の識見や判断は独善であってはならず、被保険者、保険者、公益の批判にさらされることが必要である。さもなければ、委員は自己の識見や判断の是非を再検討する機会を全く失うことになる。したがって、委員の国保審査会での意見が県民の正当な批判にさらされることは、委員の独立性、公平性、中立性に資することはあれ、それらを阻害することには決してならない。

市と協議して国民健康保険被保険者証の不交付を決めた課が国保審査会の庶務を司り、不交付を決定した 市長によって任命された 市立病院院長が会長となっている国保審査会は、その独立性、公平性、中立性をどのように確保するのか。県民常識として、「準司法的行政機関」の独立性等の確保に関して、一片の説明もなされていない。情報公開の申立てに対して、独立性等の確保に努力しているかのように装い、不開示をもってその確保の理由とするのは欺瞞である。むしろ積極的に開示することにより、それらが確保されていることを説明すべきである。

国保審査会を「準司法的行政機関」と位置付け、「詳細な理由を付記した 裁決書によってその結論を審査請求人に告知する」としているのは至極当然 であるが、国保審査会において私が主張したことについて、裁決理由の中で は一切言及していない裁決書となっており、「詳細な理由を付記した裁決 書」としては重大な瑕疵がある。裁決書が裁決理由において申立人の主張に 対し何も触れてない以上、どのように審議されたかを知ることは「準司法的 行政機関」に対する当然の権利であり、以上の点について実施機関は説明責 任を有している。

私の主張に対しどのような審議がなされたのかが明確になり、審議の中で法にだけ適用される住所規定についてはっきり触れられていれば、不要な審査請求をも防止することができ、行政の効率化にも資するのであり、そのような観点からも情報が開示されるべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、不開示理由説明書で説明している内容は、おおむね次のと

おりである。

1 国保審査会の性格、機能及び本件文書の内容について

(1) 国保審査会の性格、機能

行政庁によってなされた行政処分等に関する争いについては、本来司法裁判所の裁判によって権利の救済を求めることになるが、裁判は一般的に時間と費用を要するため、簡易迅速な手続による権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的として、行政不服審査法が制定されている。法に基づく処分についても、一般的には行政不服審査法が適用されるが、法第91条に基づき、保険給付に関する処分、被保険者証の交付請求または返還に関する処分、保険料その他法の規定による徴収金に関する処分については、その不服申立先が国保審査会となっている。

国保審査会は、審査請求に関する事案を審理した上で裁決を行うが、この裁決は、処分庁と審査請求人を拘束することになる。もし、裁決に不服がある場合には裁判所に訴えることとなるが、この訴訟は、国保審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができないこととされている。

また、国保審査会は、法第92条に基づき各都道府県に必ず設置され、保険者の行った処分に対する不服申立ての審査・裁決という事務を自らの判断と責任において執行するものであり、準司法的行政機関として、職務の執行に当たっては職務上の独立が与えられている。なお、国保審査会は、都道府県知事の附属機関に属しており、被保険者を代表する委員、保険者を代表する委員、公益を代表する委員各々3人で組織されている。委員は都道府県知事が任命し、その庶務は、都道府県の国保主管部課がつかさどることとなっている。

国保審査会は、公開すると審査請求人等関係者の個人情報が明らかになること、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれることから、会議は非公開としている。なお、法第121条第1項には、国保審査会の委員又は委員であった者に対して、職務上知り得た秘密に関し守秘義務が明示されている。

(2) 本件文書の内容

本件文書は、山梨県国民健康保険審査会会議規則第15条第2項により、次の事項を記載し、会長の指名した出席委員2人が署名したも

のである。

- ・ 開会の日時及び場所
- 出席した委員の氏名及び種別
- ・ 出席した当事者、補佐人、代理人、利害関係人、参考人及び関係官吏・吏員の氏名、職業及び住所
- 議事の要領
- ・ 裁決となった事項及び賛否の数
- ・ その他必要な事項

2 条例第8条第5号該当性について

条例第8条第5号は、「国の機関及び地方公共団体の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより卒直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの」が記録されている行政文書については、不開示とすることができるとしている。

本件文書は、知事の附属機関である国保審査会の審理を記録したものであり、地方公共団体の機関の内部における審議、検討に関する情報である。

また、国保審査会は、国民健康保険の保険給付に関する処分等住民の利害や意見の対立が予想される当該審査案件について、各委員が第三者的な立場から、被保険者代表、保険者代表及び公益代表として、その識見と専門的知識等に基づき、自らの判断と責任において自由に発言し、論議を行い、その結果、詳細な理由を付記した裁決書によってその結論を審査請求人に告知するものである。国保審査会各委員の適正かつ公平・中立的な任務の遂行は、そのような機能を果たす上で必須の前提であり、審理の過程における各委員への他からの干渉を排除し、自由で卒直な意見の交換を可能とすることが必要である。

本件文書を開示することは、国保審査会内部における検討に関する情報が公になり、委員が審査会において発言した意見が検査され、個別に批判されるなど、外部からの圧力や干渉等の影響を受けるおそれがある。

また、今後、審査請求事案が提起された場合においても、各委員が審査会で発言する意見に対して、外部からの圧力や干渉を受けることを避けるため、自らの判断と責任において自由に発言し、論議を行うなど自由で卒直な意見の交換ができなくなるおそれがある。

したがって、本件文書は、「国の機関及び地方公共団体の機関の内部又は

相互間における審議、検討又は協議に関する情報」を記録したものであり、「公にすることにより卒直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があるので、条例第8条第5号に該当する。

3 条例第8条第6号該当性について

条例第8条第6号は、「国の機関又は地方公共団体の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は、不開示とすることができるとしている。

本件文書は、知事の附属機関である国保審査会の審理を記録したものであり、地方公共団体の機関が行う事務に関する情報である。

また、今後も本件文書に係る審査請求と同様な審査請求事案や国民健康保険の保険給付に関する処分などに係る審査請求事案が提起された場合においては、国保審査会が開催され審理を行うものである。

本件文書を開示することは、国保審査会内部における検討に関する情報が公になり、委員が国保審査会において発言した意見が検査され、個別に批判されるおそれがあることから、各委員がその識見と専門的知識等に基づき、当該審査案件について、自らの判断と責任において自由に発言し、論議を行うなど自由で卒直な意見交換ができなくなるおそれがある。

このため、保険者と被保険者その他利害関係人との間の紛争を公正で中立な第三者的立場から処理する裁定機関としての国保審査会の性格、機能が著しく損なわれ、今後の国保審査会の公正かつ円滑な議事運営及び事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。

したがって、本件文書は、「国の機関又は地方公共団体の機関が行う事務 又は事業に関する情報」を記録したものであり、「公にすることにより、次 に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正 な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるので、条例第8条第6号に該当する。

第5 審査会の判断

本審査会は、異議申立人提出の異議申立書、意見書、実施機関提出の行政文書不開示決定通知書、不開示理由説明書、実施機関からの口頭による意見陳述の聴取、本件文書記載事項の調査結果に基づいて以下のとおり判断した。

1 本件文書の内容

本件文書は、平成12年6月6日に開催された国保審査会について、山 梨県国民健康保険審査会会議規則第15条第2項により作成した会議録で ある。

なお、本件文書に記載された具体的な情報は、次のとおりである。

- ア 会議の開催日時、場所、出席者の氏名等
- イ 会議の内容
- (ア)事務局あいさつ等次の(イ)を除く部分
- (イ)議題の審議状況

議題は、山梨県国民健康保険審査会会議規則の一部改正、山梨県 国民健康保険審査会会長代行の選任及び国民健康保険被保険者証不 交付処分についての審査請求の審理の3件であり、このうち、審査 請求の審理に係る部分は、次の3つの部分から成っている。

- a 審査調書による事案の説明
- b 審査請求人及び利害関係人(以下「審査請求人等」という。)からの意見陳述
- c 意見交換等審理
- ウ 会議録署名委員氏名及び印影

2 争点

実施機関の行った本件処分において不開示とされる情報が、条例第8条 第5号、あるいは同条第6号に該当するか否か、という点である。

- 3 条例第8条第5号の該当性について
- (1) 条例第8条第5号の趣旨

国の機関及び地方公共団体の機関の内部又は相互間の審議、検討又は協議に関する情報が公にされると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、卒直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれる場合がある。また、未成熟な情報が尚早な時期に開示されたり、また、結論が出たものであっても未成熟な検討段階での資料が事後的であっても開示されると、誤解や憶測に基づき県民に混乱を生じさせるおそれがあり得る。

そこで、条例第8条第5号は、このような情報について、事前的、 事後的であるとを問わず検討途中の段階の情報を開示することの公益 性を考慮してもなお、国の機関及び地方公共団体の機関の意思決定に 対する支障が看過し得ない程度のものである場合には、これを不開示 とすることとしたものである。

(2) 条例第8条第5号の該当性の検討

- ア そこで、上記趣旨に照らして、本件文書に記録されている情報について条例第8条第5号の該当性について判断する。
- イ 本件文書は、1で述べたとおりの内容の文書であり、県の機関の内部における審議、検討に関する情報に該当する。
- ウ 次に、本件文書に記録されている情報が、公にすることにより外部 からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、卒直な意見の交換 又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるか、また、誤解や憶測 に基づき県民の間に混乱を生じさせるかどうかについて検討すること とする。

本県においては、国保審査会のような合議制機関に関する情報の開示・不開示については、当該合議制機関の議事運営規程や議決等によって決せられるものではなく、当該合議制機関の性質及び審議事項の内容等に照らし、合議制機関における卒直な意見の交換等を不当に損なうおそれがあるかどうかにより個別具体的にその是非が判断されるものであるという解釈のもとに運用を行っているところである。

国保審査会については、第4、1、(1)において実施機関が述べているとおり、保険者の行った個別具体的な保険給付に関する処分や保険料その他の徴収金に関する処分に対する不服申立ての審査・裁決という事務を自らの判断と責任において執行するものであり、準司法的行政機関として、職務の執行に当たっては職務上の独立が与えられているものであり、また、その評議の秘密は尊重すべきものである。

しかしながら、そのことから直ちに議事録の全部不開示につながる ものではなく、原則公開とする条例の趣旨を踏まえ、個別具体的に条例 第8条第5号の規定の適用について判断するものである。

エ 本件文書において、審議、検討を行い、意見交換が記録されている 1、イ、(イ)の部分について具体的に判断することとする。

当該部分に記録された情報は、国民健康保険被保険者証不交付処分の審査請求に係る審理を行ったものであり、当該情報は発言者と発言内容に区分することができる。

当該情報において、発言者とその発言内容双方を開示すると、発言者がその発言内容とともに特定され明らかになるものであり、発言者の氏名のうち、委員の氏名が明らかになると、各委員が国保審査会において発言した意見が検査され、個別に批判されるなど、外部からの圧力や干渉等の影響を受けるおそれがあるものと認められ、今後、審査請求事案が提起された場合において、各委員が審査会で発言する意見に対して、外部からの圧力や干渉を受けることを避けるため、自らの判断と責任において自由に発言し、論議を行うなど自由で卒直な意見の交換ができなくなるおそれがあるものと認められる。

- オ しかしながら、当該情報は、当該情報のうち委員である発言者の氏 名及び発言している委員を特定できる職名を不開示とすることにより、 個々の発言について発言者個人を特定することが難しいものとなり、各 委員が国保審査会において発言した意見について個別に批判されるお それは回避でき得るものとなり、外部からの圧力や干渉等の影響を受けるおそれがあり、卒直な意見の交換等を不当に損なうおそれがあるもの とまでは認められないものとなると判断する。
- カ また、当該情報は、審査請求に係る審理についての記録で、審査請求の裁決に至る検討段階の未成熟な情報であるが、国民健康保険制度における住所要件について各委員が発言をしているものであり、その内容は、最終的な意思決定に対して不正確な推論や曲解を招くことのおそれは認められず、また最終的な意思決定の基礎とならなかった論理などについて縷々述べられている情報ではないことから、これが開示されると、誤解や憶測に基づき県民に混乱を生じさせるおそれ等があるものとは認められないものと判断する。
- キ 以上から、本件文書の当該部分について、当該部分の情報中の委員である発言者の氏名及び発言している委員を特定できる職名を不開示とする情報は、条例第8条第5号に該当しないものと判断する。
- 4 条例第8条第6号の該当性について
- (1) 条例第8条第6号の趣旨

条例第8条第6号は、公にすることにより、国の機関又は地方公共 団体の機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが ある情報を不開示とする趣旨であって、国の機関又は地方公共団体が行 うすべての事務又は事業を対象とするものである。

- (2) 条例第8条第6号の該当性の検討
 - ア そこで、上記趣旨に照らして、本件文書に記録されている情報について条例第8条第6号の該当性について判断する。
 - イ 本件文書は、知事の附属機関である国保審査会の審議を記録したものであり、県の機関が行う事務に関する情報である。

また、今後も本件文書に係る審査請求と同様な審査請求事案や国民 健康保険の保険給付に関する処分などに係る審査請求事案が提起され た場合においては、国保審査会が開催され審理を行うものである。

ウ 国保審査会の具体的な事務についての記録である1、イ、(イ)の部分について判断する。

当該部分中1、イ、(イ) bの部分について判断すると、審査請求人等が審査請求事案について委員に意見を述べ、委員からの質疑に答えている記録であり、これが開示されると審査請求人等において自由に発言すること、国保審査会において審査請求人等の卒直な意見を聴くことについて支障を及ぼすおそれがあると認められ、保険者と被保険者その他利害関係人との間の紛争を公正で中立的な第三者的立場から処理する裁定機関としての事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

- エ 次に、1、イ、(イ) cの部分について判断すると3、(2) 工で述べたと同様に、当該部分に記録された情報は、発言者の氏名とその発言内容双方を開示すると、発言者がその発言内容とともに特定され明らかになるものであり、発言者の氏名のうち、委員の氏名が明らかになると、委員が審査会において発言した意見が検査され、個別に批判されるおそれがあるものと認められ、今後、審査請求事案が提起された場合、各委員が国保審査会において、当該審査請求事案について自らの判断と責任において自由に発言し、論議を行うなど自由で卒直な意見交換ができなくなるおそれがあるものと認められ、今後の国保審査会の公正かつ円滑な議事運営及び事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。
- オ しかしながら、上記については3、(2)、オにおいて述べたと同様に、当該情報は、当該情報のうち、委員である発言者の氏名及び発言している委員の氏名を特定できる職名を不開示とすることにより、個々の発言について発言者個人を特定することが難しいものとなり、自由で卒直な意見交換ができなくなるおそれは回避でき得るものとなり、今後の国保審査会の公正かつ円滑な議事運営及び事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるものとまでは認められないものとなる

と判断する。

- カ 本件文書中1、イ、(イ)中aの部分ついては、事務又は事業の適正 な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとは認められない。
- キ 以上から、当該部分中bの部分の情報は条例第8条第6号に該当するが、aの部分の情報及びcの部分の情報について委員である発言者の氏名及び発言している委員を特定できる職名を不開示とする情報は、条例第8条第6号に該当しないものと判断する。

5 争点以外の判断事項

本件文書は、国民健康保険被保険者証不交付処分に対する審査請求についての審査・裁決の審理を記録した部分が大半を占めるものである。当該審査請求は特定個人の個人としての生活に係る事案であり、当該記録は個人に関する情報である。

条例第3条の規定にあるとおり、原則公開を基本とする情報公開制度の下においても、個人情報の保護については最大限の尊重をしなければならないとされているところである。

条例第8条第1号の趣旨は、個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を不開示とする趣旨である。ただし、本来保護する必要性のない情報を公知の情報として、個人に関する情報の不開示情報から除くべく、ただし書イ、ロ、八に限定列挙している。

(1) 条例第8条第1号の該当性の検討

そこで、条例第8条第1号の趣旨に照らして、本件文書に記録されている情報について同号の該当性について判断する。

ア 本件文書中1、アの情報中の氏名は、国保審査会の委員の氏名及び事務局職員の氏名であり、条例第8条第1号に該当するが、このうち委員の氏名及び事務局職員で課長以上の職にある者の氏名は、同ただし書イに該当し、事務局職員で、課長未満の職にある者は、同号ただし書イから八に該当しないものと判断する。

イ 本件文書中1、イ、(イ)中、aの審査調書による事案の説明の部

分、同 c の発言内容中の氏名、審査請求人等が関係する団体に係る 部分は、審理された審査請求について、審査請求人等の氏名、住所、 事案の概要や経過が詳細に説明されているところであり、当該団体 についてもこれが開示されると個人を識別することができるものと 認められると同時に個人がどういう団体に係わってどういう活動を したかは保護されるべき個人情報と認められるものであるところか ら条例第8条第1号に該当し、同号イから八に該当しないものと判 断する。

ウ 会議録署名委員の印影については、偽造された場合等において個人の権利利益を害するおそれのあるものと認められ、条例第8条第1号に該当し、同号イから八に該当しないものと判断する。

6 結 論

以上、当審査会は、山梨県情報公開条例等の規定に従い調査審議し、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

7 審査の経過

当審査会の調審議の経過は、次のとおりである。

年 月 日	審議事項
平成12年 9月18日	諮問
12年10月17日	実施機関から不開示理由説明書を受理
12年11月20日	異議申立人から意見書を受理
12年12月22日 (12年度第5回審査会)	審議
13年 1月26日 (12年度第6回審査会)	審議
13年 2月22日 (12年度第7回審査会)	審議
13年 3月22日 (12年度第8回審査会)	審議

13年 4月17日 (13年度第1回審査会)	審議
13年 6月 4日 (13年度第2回審査会)	審議

山梨県情報公開審査会委員名簿

	氏 名	役 職 名	備 考
内田	清	弁護士	会 長
中山	光勝	身延山大学教授	会長代理
石原	喜文	山梨学院大学教授	
牧野	治	国民健康保険団体連合会 専務理事	
渡邊	幸恵	公認会計士	